

福岡県公報

令和四年三月十八日
第二百八十三号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部改正
正
(市町村支援課) ……………一

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。
令和四年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

指定した施設の表八女市の項中

八女市研修センター	上陽町上横山四九〇六番地一
八女市児童センター	吉田四二五番地
八女市研修センター	上陽町上横山四九〇六番地一
八女市研修センター	上陽町上横山四九〇六番地一

を
に、

指定した施設の表うきは市の項中

八女市立花隣保館	立花町山崎二五二二一
八女市矢部基幹集落センター	矢部村北矢部一〇九七七一
八女市立花隣保館	立花町山崎二五二二一
吉井コミュニティセンター	吉井町六九九番地一
吉井コミュニティセンター	吉井町九八三番地一
町四公民館	添田町大字添田二五三二番地の五七
峰地団地集会所	大字添田一〇九二番地の四
峰地団地集会所	添田町大字添田一〇九二番地の四

を
に、
を
に、
を
に、
を
に改める。

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和四年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第六号

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般社団法人九州経済連合会」を「一般社団法人ツール・ド・九州」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。